

①個人番号(マイナンバー)
給与と所得者(従業員)の個人番号(12桁)を必ず記入してください。

②16歳未満扶養親族
住民税では、非課税限度額の算定に使用するため、必ず記入してください。(下記⑥と併せて確認してください。)

③生命保険料支払額
新契約か旧契約かを確認し、支払金額を記入してください。

④住宅借入金等特別控除額などについて
適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除区分」欄について下記のとおり記入してください。
住…一般の住宅借入金等特別控除(増改築を含む)
認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除
増…特定増改築等住宅借入金等特別控除(バリアフリー・省エネ・特定多世帯同居改修工事を含む増改築等)
(特)…住宅取得や増改築が特定取得(消費税8%)に該当 記入例:住(特)
(特特)…住宅取得や増改築が特別特定取得(消費税10%)に該当 記入例:住(特特)
(特特特)…住宅取得や増改築が特例特別特例取得(消費税10%)に該当 記入例:住(特特特)

⑤旧長期損害保険料
支払額がある場合、ここに記入してください。

⑥扶養親族(区分欄記載方法は裏面記載)
扶養親族についても、個人番号を記入してください。16歳未満の扶養親族も必ず記入してください。

⑦寡婦・ひとり親
【要件】※共通要件+各要件に該当する場合に適用
共通要件:「合計所得500万円以下」かつ「事実増なし」
ひとり親:同一生計の子の扶養あり
寡婦:ひとり親に該当せず、「死別」または「離別かつ子以外の扶養あり」

⑧支払者
個人事業主の場合は個人番号を、法人の場合は法人番号を記入してください。

給与支払報告書(個人別明細書)の記入について

⑥控除対象扶養親族(区分欄記載方法)

●控除対象扶養親族の分類

控除対象扶養親族の区分	
表示	
空欄※1	居住者
01	非居住者(30歳未満又は70歳以上)
02	非居住者(30歳以上70歳未満、留学生※2)
03	非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)
04	非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金※2)

※1 給与所得の源泉徴収票をe-Tax又は光ディスク等で税務署へ提出する場合は、「00」と記録してください。

※2 ①「留学生」とは、留学生により国内に住所及び居所を有しなくなった者
②「38万以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をそれぞれ表現しています。なお、30歳以上70歳未満の非居住者が上記②～④の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

【令和8年度より新設】

●特定親族特別控除

受給者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等が合計所得金額が58万円超123万円以下である場合、受給者の給与所得控除後の金額から下記のとおり控除する。

●特定親族特別控除の額の区分

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が 居住者)	区分 (特定親族が 非居住者)	合計所得金額
63万円	10	11	58万円超 85万円以下
61万円	20	21	85万円超 90万円以下
51万円	30	31	90万円超 95万円以下
41万円	40	41	95万円超 100万円以下
31万円	50	51	100万円超 105万円以下
21万円	60	61	105万円超 110万円以下
11万円	70	71	110万円超 115万円以下
6万円	80	81	115万円超 120万円以下
3万円	90	91	120万円超 123万円以下

[illegible]

個人事業主の方は、給与支払報告書を提出される際、事業主ご自身の個人番号と本人確認ができるマイナンバーカード等の提示が必要となります。
詳しくは山鹿市HP>くらし・手続き>個人市民税・県民税(住民税)>令和8年度給与支払報告書の提出について(事業者の皆様へ)をご覧ください。
【山鹿市URL】 <https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/kiji003599/index.html> 上記外部リンクはこちら→



記入方法の詳細については下記をご参照ください。

【国税庁引用URL】 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/PDF/02.pdf>

上記外部リンクはこちら→

